

足場の組立て等の業務に係る特別教育のご案内（6時間）

宮崎労働局長登録番号第2号（登録有効期間 令和6年3月30日）
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp> [建災防宮崎県支部](#) [検索](#)

「申込書」はホームページからダウンロードできます。

労働安全衛生規則の改正（平成27年7月1日施行）により、足場の組立て、解体、変更（手すりなどの一時的な取り外しなど）の作業に労働者を就かせるときは、当該業務に関する特別教育を実施することが必要となりました。また、足場の高さ、種類に関係なく（脚立足場やローリングタワーなども含む）、この特別教育が必要となります。

1 受講対象者

足場の組立て等の業務に従事する満18歳以上の方

2 開催日時・場所

講習日	CPDS 登録番号	講習会場
令和5年5月2日（火）	780784	宮崎県建設技術センター （宮崎市清武町今泉丙 2559-1）
令和5年8月17日（木）	780785	宮崎県建設技術センター （宮崎市清武町今泉丙 2559-1）
令和5年11月14日（火）	780163	延岡建設会館 （延岡市愛宕町2丁目 32番地）

* 午前8時30分受付、9時開講～16時閉講です。 * 各会場駐車場有

3 講習科目・講習時間

講習科目	内容	講習時間
足場及び作業の方法に関する知識	「足場の種類、材料、構造及び組立図」、「足場の組立て、解体及び変更の作業の方法」、「点検及び補修」及び「登り、棧橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法」	3時間
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	「工事用設備及び機械の取扱い」、「器具及び工具」及び「悪天候時における作業の方法」	30分
労働災害の防止に関する知識	「墜落防止のための設備」、「落下物による危険防止のための措置」、「保護具の使用方法及び保守点検の方法」、「感電防止のための措置」及び「その他作業に伴う災害及びその防止方法」	1時間30分
関係法令	「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）中の関係条項	1時間
	合計	6時間

4 受講料及びテキスト代(税込)

会 員 7,447円 (受講料 6,600円、テキスト代 847円)
非 会 員 9,647円 (受講料 8,800円、テキスト代 847円)

5 修 了 証

全科目修了者には「足場の組立て等の業務に係る特別教育(6時間)修了証」を即日交付します。

6 受 講 手 続

- (1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚を貼付し、お申し込み下さい。
受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座(宮崎銀行 県庁支店 普通預金 1277095)に振り込んで下さい。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 受講者の交替は、認めます。
- (7) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (8) 講習日程の変更や中止になる場合がありますので、ホームページでご確認下さい。

宮崎労働局 職業対策課 助成金センターのご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、「人材開発支援助成金」がご利用になれます。

【お問合せ・支給申請先】宮崎労働局 助成金センター TEL0985-62-3125
〒880-2105 宮崎市大塚台西 1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内